

ポルトガルの法制度の概要

遠藤 誠1

I はじめに

ポルトガル共和国(ポルトガル語では「República Portuguesa」。以下「ポルトガル」という)は、イベリア半島の西端に位置する立憲共和制国家である。ポルトガルは、イベリア半島の本土のほか、アソーレス(ポルトガル語では「Açores」)諸島及びマデイラ(ポルトガル語では「Madeira」)諸島という海外領土も有する。アソーレス諸島及びマデイラ諸島には、当該各地域独自の政治・行政規則と自治政府機関がある。

そもそも日本にとって、最初に出会ったヨーロッパ人は、ポルトガル人であったといわれている。南蛮貿易が盛んに行なわれるようになったものの、日本の鎖国政策により次第に貿易が制限されるようになり、1639年には全面禁止となった。

ポルトガルは、15世紀から16世紀にかけて「海洋国家」として世界中に進出した。とくにヴァスコ・ダ・ガマがアフリカ最南端の喜望峰を越えてインドに到達する航路を発見した後、ポルトガルは海外進出に弾みをつけ、「大航海時代」を謳歌した。ポルトガルの植民地は、南米のブラジル、アフリカのアンゴラ、ギニアビサウ、アジアのマカオ、東ティモール等に広がった。

しかし、その後、スペイン、オランダ、英国等との競争に敗れ、1580年には隣国スペインに支配された。1640年にスペインからの独立を果たしたものの、1807年のナポレオン戦争により今度はフランスから侵攻を受けたため、ポルトガルは、首都をリスボンからブラジルのリオ・デ・ジャネイロに移し、国名も「ポルトガル、ブラジル及びアルガルヴェ連合王国」に改称した。1822年には、植民地であったブラジルが独立した。

1910 年の革命によりポルトガルは共和国となったが、政権に就いたサラザール首相が 1933 年に新憲法を制定して自らの独裁体制を固めた。第2次世界大戦後もサラザールの独裁が続いたが、1974 年4月25日の「カーネーション革命」によりサラザールの独裁体制 は崩壊した。1976年の新憲法の採択により、大統領選挙が実施され、ようやく民主制に移行した。

ポルトガルは、国土面積、人口、経済規模等のどれをとっても、ブラジルに後れをとっている。そのため、旧宗主国であったポルトガルが、旧植民地であったブラジルに主導権を握られてしまうという現象が生じている。例えば、ポルトガルとブラジルでは、同じポ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)。BLJ法律事務所 (https://www.bizlawjapan.com/) 代表。



ルトガル語といっても、綴りが異なる単語が少なくないが、将来は次第に、単語の綴りを ブラジル式に合わせていくことが決定されている。

ポルトガルの法制度は、フランス、ドイツ、イタリア等の法制度の影響を受けてきたため、成文法を中心とする大陸法系に属する。ポルトガルの法制度は、ポルトガル語圏諸国の法制度に多大な影響を及ぼしている。例えば、ギニアビサウの仲裁法(2000 年)、アンゴラの会社法(2004 年)、モザンビークの商法典(2005 年)、東ティモールの憲法(2002 年)等である。他方、ポルトガルの法制度は、ブラジルの法制度との間では、相互に影響を及ぼし合う関係にある。例えば、ブラジルの民法典(2002 年)はポルトガルの民法典(1966年)と非常に近い関係にある(例えば、人格権の保護)といわれている一方、ポルトガル法はブラジル法から、例えば、消費者保護の法規制の分野で影響を受けている 2。

Ⅱ 憲法

現行のポルトガル憲法は 1974 年に制定され、その後、2005 年に 7 回目の改正を経たものである。全部で 296 条から成っており、かなり長い憲法であるといえよう。ポルトガル憲法の主な体系は、表 1 のとおりである 3。

表1:ポルトガル憲法の主な体系

前文							
基本原則							
第1部	基本的権利	第1編 一般的原則					
と義務		第2編 権利と自由と保障	第1章	個人の権利と自由と保障			
			第2章	政治参加の権利、自由、保障			
			第3章	労働者の権利、自由、保障			
		第 3 編 経済的、社会的、	第1章	経済的権利と義務			
		文化的権利と義務	第2章	社会的権利と義務			
			第3章	文化的権利と義務			
第2部	経済組織	第1編 一般原則					
		第2編 計画					
		第 3 編 農業政策、商業政					
		策、工業政策					
		第4編 金融制度と財政制					

³ 本稿の「憲法」の項においては、鈴木弥栄男・大迫丈志訳『対訳ポルトガル憲法』(丸善プラネット、2008年) に掲載の日本語訳等を参考にした。



		度			
第3部	政治運動の	第1編	基本的原理		
組織化		第2編	共和国大統領	第1章	地位、役割、選挙
				第2章	責務
				第3章	国家評議会
		第3編	共和国議会	第1章	地位、役割、選挙
				第2章	責務
				第3章	議会組織と諸手続
		第4編	政府	第1章	機能と組織
				第2章	編成と責務
				第3章	責任
		第5編	裁判	第1章	一般原則
				第2章	裁判所の組織
				第3章	裁判官の地位
				第4章	検察庁
		第6編	憲法裁判所		
		第7編	自治州		
		第8編	地方政府	第1章	一般原則
				第2章	地方行政区
				第3章	市政機関
				第4章	地方行政
				第5章	住民の組織化
		第9編	公的行政		
		第 10 編	国の防衛		
第4部	憲法の保障	第1編	合憲性の評価		
と改正		第2編	憲法の改正		
最終的、	過渡的規定				

1 統治機構

(1) 国家元首

共和国大統領(ポルトガル語では「Presidente da República」)は、ポルトガルの国家元首であり、首相及び大臣の任命・罷免、議会及び内閣の解散、法令の署名及び公布、憲法裁判所に対する条約及び法令の合憲性に関する諮問等、さまざまな権限を有する(133~136条)。大統領は、国民の直接選挙で選出される(121条1項)。任期は5年であり(128条1項)、3選は禁止されている(123条1項)。また、大統領は、国家評議会(Conselho de Estado)



を設置し、議会・内閣の解散等に関する諮問に対しての意見を求めることができる(145条)。

(2) 立法機関

共和国議会(ポルトガル語では「Assembleia da República」)は、ポルトガルの一院制の立法機関である(147条)。議員定数は、180~230名と憲法に規定されている(148条)。議会の権限には、憲法改正の承認、法律の制定、条約の批准、大統領の任命、内閣に対する信任又は不信認の決議、憲法裁判所の判事の指名等がある(163~165条)。

(3) 行政機関

行政機関たる内閣(ポルトガル語では「Governo」)は、首相、大臣、副大臣及び副大臣 補佐により構成される(183条)。内閣は、議会に対して政治責任を負う。首相及び大臣は、 一定の要件及び手続の下、大統領により任命される(187条)。内閣の権限としては、国際 条約の交渉及び締結、議会への法案及び議案の提出、予算の策定及び執行等がある(197条 ~200条)。

(4)司法機関

司法機関としては、さまざまな種類の裁判所が認められている(209条)。

第1に、憲法裁判所(ポルトガル語では「Tribunal Constitucional」)は、1982年の憲法改正により設置されたものであり、全部で13名の裁判官により構成される。そのうち、10名は議会により指名され、3名は上記10名から指名される。憲法裁判所の権限としては、合憲性及び合法性の事前審査、大統領の死亡確認や失職宣言等がある(223条)4。

第2に、通常裁判所(「ポルトガル語では「Tribunais」)の系列として、第一審裁判所(ポルトガル語では「Tribunais judiciais de primeira instância」)、第二審裁判所(ポルトガル語では「Tribunais de segunda instância」)及び最高裁判所(ポルトガル語では「Supremo Tribunal de Justiça」)がある(210条)。第一審裁判所は、①民事事件、②刑事事件、及び③他の裁判所の管轄に属しない事件につき管轄する。第二審裁判所は、控訴審につき管轄する。最高裁判所はリスボン市に置かれており、裁判官の定数は17名である。

第 3 に、行政裁判所の系列として、行政・租税裁判所(ポルトガル語では「Tribunais Administrativos e Fiscais」)、行政中央裁判所(ポルトガル語では「Tribunal Central Administrativo」)及び行政最高裁判所(ポルトガル語では「Supremo Tribunal Administrativo」)がある。

4 2013 年 8 月 29 日、憲法裁判所は、余剰とされた公務員を解雇することを実質的に認める法案につき、違憲とする判断を下した。財政再建のため歳出削減を進めようとするポルトガルであるが、上記のように憲法裁判所により歳出削減策の1つが違憲とされたことから、財政再建の実現が不安視されている。

4



憲法は、上記の他にも、軍事上の犯罪事件を管轄する軍事裁判所(ポルトガル語では「Tribunais militares」)(213条)、及び国・地方自治体による支出に対する適法性等について管轄する会計裁判所(ポルトガル語では「Tribunal de Contas」)(214条)を認めている。

2 人権

ポルトガル憲法の「第 1 部 基本的権利と義務」には、詳細な人権カタログが規定されている(12 条から 79 条まで、全部で 68 か条ある)。

その中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①市民は「オンブズマン」に対し、公権力の作為又は不作為についての異議申立てができる(23条)。
- ②コンピュータを通じた個人情報の流通等について、アクセス権、修正要求権等の具体的な規定を置いている(35条)。国民各自にそれぞれの番号を割り当てることは、禁止されている(同条5項)。
- ③子ども(69条)、青年(70条)、身体障害者(71条)、高齢者(72条)といった社会的弱者については、特別の規定を置いて配慮している。
- ④「文化の享受と創造」(78条)、「体育教育とスポーツ」(79条)のように、日本国憲法には無い規定を置いている。

3 法令

ポルトガル法における法源は、憲法の他に、議会により制定された法律(ポルトガル語では「leis」)、内閣により制定された政令(ポルトガル語では「decretos-leis」)、アソーレス諸島及びマディラ諸島の議会により制定された地方条例(ポルトガル語では「decretos legislativos regionais」)がある。

法律と政令の法的効力が抵触することがある。しかしながら、一部の法律は、①その特徴(例えば、組織法や強行規定)のため、又は②とくに加重された制定手続を経たものであるため、優越的効力が認められている。

4 欧州連合 (EU) の影響

ポルトガルは 1986 年に EC に加盟し、現在はEU加盟国である。2007 年にはEUの新しい基本条約である「リスボン条約」がEU加盟国により調印され、ポルトガルは 2008 年に批准した。ポルトガルの法制度は、近時、ますます、EU の影響を強く受けるようになってきている。

ポルトガルはユーロを導入しているが、経済・財政は慢性的に悪化しており、2011 年には EU 及び IMF から金融支援を受けることで合意した。現在も、増税、社会保障費の削減等のさまざまな財政再建策が採られている。



Ⅲ 民法

ポルトガルの最初の民法典(1867年)は、フランスのナポレオン民法典をモデルとして制定されたものであった。そして、ほぼ1世紀後に制定されたポルトガルの新しい民法典(1966年)は、法典の体系、総則の存在等の主要な点において、とくにドイツ法の影響を強く受けたものである。それ以外の個別の分野(例えば、所有権法)においては、フランス法、イタリア法の影響もみられる。ポルトガル民法典は、日本と同様、商法と労働法を民法とは別個の法律としている5。

ポルトガル民法典の体系としては、ドイツ民法典の「パンデクテン体系」が採用されている。即ち、「第 1 編 総則」、「第 2 編 債務法」、「第 3 編 財産法」、「第 4 編 親族法」、「第 5 編 相続法」という体系となっている。なお、親族法及び相続法は、1977 年に大きな改正を受けている 6。

ポルトガル民法典の内容の多くは、 ドイツ法及びフランス法の影響を強く受けた日本の 民法典と似通っている(もちろん、細かい違いは少なくない)が、以下、ポルトガル民法 典の特徴的な点をいくつか紹介する。

ポルトガル民法典には、「人格権」に関する章があり、詳細な規定が置かれている。そこでは、ドイツ法の影響を受けて、一般的人格権が規定されている(70条)。民法では「枠組み」だけを規定し、他の法令により個別的に補充されることが予定されている。ポルトガル民法典72~80条には、氏名、名誉、肖像、プライバシー等の個別的人格権が規定されている。人格権侵害に対しては、損害賠償、原状回復命令、差止命令が可能とされているで、ポルトガル民法典は、財産権の移転につき「意思主義」を採用しているが、二重譲渡のケースにおいて、第二の譲受人は、たとえ第一の譲渡につき善意無過失であっても、保護されないとされている。ポルトガルでは、「何人も、自己が有するより多くのものを、他人に与えることはできない。」という法格言が非常に重視されている。ポルトガルでは、不動産登記や引渡は所有権取得要件ではなく、また、登記は強制されたものではなく、単なる宣言にすぎないと考えられている。そして、不動産に係る物権の移転のためには、公証人による不動産譲渡証書によらなければならないと考えられている。また、ポルトガルでは、動産について、善意取得の制度はないことから、善意の第三者を保護することは困難であるき。

親族法の分野に関して1点だけ紹介すると、ポルトガルでは全人口の 90%以上がカトリ

7ペレイラ・前掲書101頁。

⁵ アンドレ・ペレイラ著 (加賀山茂監訳、今尾真ほか訳)「ポルトガル民法典――素描」(『明治学院大学 法学研究 84』(明治学院大学法学会、2008年1月)所収) 99~100頁。

⁶ ペレイラ・前掲書 100 頁。

⁸ ペレイラ・前掲書 110~114 頁。



ック教徒であるにもかかわらず、同性婚法を 2010 年 6 月 5 日より施行しており、欧州で 6 番目に同性婚を認める国となった。

Ⅳ 会社法

ポルトガルの会社法は、4種類の会社について規定しているが、そのうち出資者の責任が有限責任とされている 2種類の会社が、実際上はよく利用されている。即ち、1つは有限会社であり、もう1つは株式会社である。

有限会社は、単純さという利点を有するため、とくに中小規模の企業に適する。これに 対し、株式会社は、大規模な公開会社に適する。

表 2:ポルトガル法における主な会社の種類 9

名称	ポルトガル語(略	济)	特徴
有限会社	Sociedade por	quotas	出資者の責任は出資額に限定される。各出資
	(Limitada 又は Lda.)	者の持分は均一でなくてもよい。原則として、
			出資者2名で設立できる。取締役は1名でよ
			い。年次貸借対照表等を開示する義務はない。
			最低資本金額は 5000 ユーロである。設立時に
			は、少なくとも資本の 50%又は 5000 ユーロ
			の少ない方の払込みが必要である。出資者の
			氏名を登記する必要がある。
株式会社	Sociedade Anónim	a (S.A.)	株主の責任は株式の券面額に限定される。各
			株主の持分は均一化された割合的単位の形を
			とる。原則として、株主は最低 5 名が必要で
			ある。株式譲渡は、記名株券への裏書又は無
			記名株券の交付により行う。最低資本金額は
			50000 ユーロである。設立時には、少なくと
			も資本の30%の払込みが必要である。株主の
			氏名を登記する必要はない。

V 民事訴訟法

-

ポルトガルの民事訴訟法は、1961 年に制定されたものであるが、2013 年に改正された (2013 年 9 月 1 日施行)。

⁹ 表 2 の作成にあたっては、ヴィトール・マルケス・ダ・クルス著「ポルトガル会社法」(『国際商事法務 Vol.39, No.2』(国際商事法研究所、2011 年)所収) $216\sim219$ 頁を参照した。



従来、ポルトガルでは、120万件の案件が第一審で滞留しており、民事訴訟の遅延が大きな問題となっていた。その原因は、イタリア法の影響の下に制定された民事訴訟法が、あまりに厳格な手続に捉われ、関連性の低い争点に膨大な立証の賦課をかけている点にあると考えられた。そこで、改正民事訴訟法は、手続をシンプルにするとともに、裁判官に大きな裁量権を与えることとした。即ち、①案件の開始時には、原告の訴状と被告の答弁書だけが提出される。②審理前の会議では、基本的事実関係をもとに、早期の和解の可能性が検討される。③もし和解の合意ができない場合、各当事者は、審理までに全ての証拠を提出しなければならない。④裁判官には、案件管理の広い裁量が与えられ、積極的に案件を進行していくことが期待される。以上のような改正により、「迅速な訴訟」が目指されている10。

2012年には、ポルトガルの知的財産裁判所がリスボンに創立され業務を開始した。知的財産裁判所は、①著作権および著作隣接権に関する訴訟事件、②産業財産権に関する訴訟事件、③産業財産権の無効及び取消に関する事件、④産業財産権の付与または拒絶決定に対する上訴事件等を管轄する11。

ポルトガルの弁護士には、「Advogados」(法廷での弁論が可能)及び「Solicitadores」(法律上の書類の作成、一般的な法律事務を行うことはできるが、法廷での弁論はできない)がある。実際の人数は、前者の方がはるかに多い 12。

VI 刑事法

ポルトガルの刑法典は、1982 年に制定されたが、家庭内暴力を犯罪とするため、2007年に改正された。全部で 386 条から成る。その特徴としては、例えば、①罪刑法定主義及び保安処分法定主義が採られていること、②「正犯」の概念に直接正犯・間接正犯とともに教唆犯も含めていること、③主刑は自由刑と罰金だけとされていること、④休日拘禁、週末拘禁、半拘禁(外部通勤、外部通学)、日数罰金制、職業禁止・停止、相対的不定期刑、社会奉仕作業等の先進的な処遇方法や刑罰方式が採用されていること、⑤「平和及び人道に対する罪」として集団殺害、人種差別、拷問等の犯罪が規定されていること、⑥「社会生活に対する罪」として犯罪的結社、テロ団体、テロ行為等の犯罪が規定されていること等が挙げられる13。

1/

¹⁰ IBERIAN LAWYER, Portugal's litigation gains much needed efficiency boost (2013), http://www.iberianlawyer.com/index.php/home/news/4035-portugal-s-litigation-gains-efficiency-boost

¹¹ **JETRO** デュッセルドルフ事務所著「ポルトガル、知的財産裁判所を創設」(2012 年 4 月 6 日)。

¹² 塚本重頼著『裁判制度の国際比較』(中央大学出版部、1989年) 294~295頁。

¹³ 森下忠著「ポルトガルの新刑法典(上)」(「判例時報 1651 号」14~15 頁)、同「ポルトガルの新刑法典(下)」(「判例時報 1654 号」21~22 頁)。



Ⅲ 参考資料

以上、ポルトガル法の概要を簡単に紹介してきたが、ポルトガル法については、ドイツ 法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は圧倒的に少ない。

ポルトガル法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Legal Research in Portugal」等が参考になる 14 。

※ 初出:『国際商事法務 Vol.41 No.10』(国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の 法制度〔欧州編〕第13回 ポルトガル」)。

※ 免責事項:本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とする ものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因し て読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

14 http://www.nyulawglobal.org/globalex/portugal1.htm

_